令和６年４月１９日

近畿税理士会
会長石原健次殿

近畿青年税理士連盟
代表幹事　小西伸幸
大阪市中央区船越町 1-1-11
大手前ハウス 202 号室

税制改正に関する意見書

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「令和８年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めておられます。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬　具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事　小西伸幸

はじめに

税理士は税理士法第１条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法４９条の１１では税理士会に租税等について建議を行う権利が与えられている。これは税の専門家の団体である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。従って、税理士及び税理士会は、常に国民生活や経済の発展のためのあるべき税制を目指して意見を集約し、建議権を十分に活用しなければならないという責務がある。

当連盟は、納税者の権利擁護・租税制度の改善・税理士制度の発展を目的として活動している。その目的達成のためには申告納税制度の理念やその意義を広く国民に理解してもらうことが望ましく、租税法律主義の原則の一つである手続的保障原則を充足するためにも、納税者権利憲章の制定が必要であると考える。

また、近年の税制は、令和５年10月より開始したインボイス制度など、「公平・中立・簡素」のうちの公平を追求するがあまり、簡素の要素が大きく欠落していると考える。また、ICT の進展による新しい経済社会に適応することも念頭に、国民一人一人が納得できる税制の実現を目指さなければならない。

そこで、当連盟は、納税者の権利擁護と税の三原則を図りつつ時代に適応したあるべき税制の構築に向け、意見を集約しここに表明する。

Ⅰ　所得税に関する事項

1．所得控除を見直すべきである

所得控除については、以下の通り見直すべきである。

(1)基礎的人的控除額を見直すべきである

①基礎的人的控除額を引き上げるべきである

基礎控除は配偶者控除、扶養控除と併せて基礎的人的控除といい、憲法25条の生存権を保障するための最低生活費控除である。憲法25条の要請を受けて生活保護法があることを考慮すると、基礎的人的控除は生活保護基準に見合ったものとすることが合理的な水準といえ、基礎的人的控除のうち基礎控除額の相対的な引き上げが望まれる。このことは、所得税法が最低生活費以上の経済的基盤を持っている者に対し担税力に応じて課税するものであり、下の図からしても基礎的人的控除額が生活保護基準額よりも低いのは明らかである。

したがって、基礎的人的控除額を引き上げるべきである。

【令和４年度の大阪市の生活保護費と基礎的人的控除額との比較】　（単位：万円）

	①基礎的人的控除額				②生活保護基準額	差引①－②
	基礎	配偶者	扶養	計		
独身	48	―	―	48	139	△91
夫婦のみ	48	38	―	86	200	△114
夫婦子１人	48	38	38	124	258	△134
夫婦子２人	48	38	76	162	300	△138

②基礎控除の逓減・消失措置は廃止すべきである

令和２年分の所得税より納税者の合計所得金額に応じて基礎控除の逓減・消失措置がとられたが、上記①のとおり基礎控除は憲法の要請する生存権の保障の現れであり、所得の多寡によりこれを逓減消失されることは許されない。

したがって、基礎控除の逓減・消失措置は廃止すべきである。

(2)年少扶養親族を扶養控除の対象とすべきである

年少扶養親族に対する扶養控除は、民主党政権下において「所得控除から手当へ」等の観点から、平成22年４月１日の子ども手当の創設とあいまって平成23年分から廃止されたものである。

しかしながら、こども手当については財源問題などにより、公約通りの金額が支給されることなく、平成24年３月末に法的に期限切れとなり、平成24年４月１日をもって児童手

当の名称に戻されている。その支給額は多くの世帯において従前の扶養控除を補うものではないにもかかわらず、扶養控除適用が復活せずに現在に至っている。

扶養控除は基礎的人的控除のひとつであり、憲法25条で保障している生存権を税法上表現したものである。消費生活を共にする扶養親族の消費支出は、納税者本人の担税力の減殺要因として取り扱われるべきものであるため、子育て支援策としての児童手当に加え、年少扶養親族を扶養控除の対象とすべきである。

【児童手当、子ども手当の変遷】

平成22年3月まで (児童手当)	3歳未満　一律1万円 3歳以上小学校終了前　第1子、第2子 … 月5千円 第3子以降 … 月1万円 (所得制限あり … 制限者は手当不受給)
平成22年4月～ 平成23年9月 (子ども手当)	中学終了まで　月1万3千円 (所得制限なし)
平成23年10月～ 平成24年3月 (子ども手当・特別措置)	3歳未満　一律1万5千円 3歳以上小学校終了前　第1子、第2子 … 月1万円 第3子以降 …月1万5千円 中学生　一律月1万円(所得制限なし)
平成24年4月～ 平成28年3月 (児童手当)	3歳未満　一律1万5千円 3歳以上　第1子、第2子 … 月1万円 第3子以降 …月1万5千円 (所得制限あり…制限世帯は一律一人月5千円)
平成28年4月から (児童手当)	3歳未満　一律1万5千円 3歳以上小学校終了前　第1子、第2子 … 月1万円 第3子以降 …月1万5千円 中学生　一律月1万円 (所得制限あり…制限世帯は一律一人月5千円)

(税理士界　第1416号　15頁　論壇より抜粋)

(3)いわゆる早生まれの扶養親族・特定扶養控除の適用について

扶養控除・特定扶養控除の判定は、12月31日現在の年齢で判断されるため、いわゆる早生まれ(1月2日から4月1日)の者は、扶養控除・特定扶養控除の適用が、早生まれでない者より1年分受けられない可能性がある。

中学・高校・大学等の4月から開始する年度に合わせる形で、4月1日現在の年齢で判断して、扶養控除・特定扶養控除の適用を行うべきである。

(4)医療費控除及びセルフメディケーション税制は廃止すべきである

医療費控除は、シャウプ勧告により、大手術や長期の入院など一定額以上の多額の医療費の支払いは納税者の担税力の減殺要因であるとして設けられた制度である。しかしながら、今日では、高額療養費の給付制度などの社会保障制度が拡充されていることなどにより、制度創設時ほどの担税力の減殺はなくなっている。

また、現行の所得税法では超過累進税率の枠組みにおいて高所得者ほど有利な制度となっており、課税の公平性の観点から問題がある。

よって、医療費控除及びセルフメディケーション税制は廃止すべきである。

(5)生命保険料控除の廃止

生命保険料控除は、相互扶助による生活安定や自助努力の支援・奨励を目指すという政策的目的に基づき設けられた所得控除であり、同時にこれらの支出促進のための加入者優遇措置である。しかし、現在では、上記の政策的目的はほぼ達成されたと言え、また、加入者は、保険料・掛金等の支払いがある一方、その対価として生命保険契約に係る権利などを取得しており、そこに所得控除を設けるべき担税力の減殺は認められない。

したがって、生命保険料控除は廃止すべきである。

なお、地震保険料控除については、地震大国である日本において、近年地震の被害が大規模化していること、地震保険の加入率は、火災保険の加入率に比べて低い割合にとどまっている(令和３年の地震保険の世帯加入率は 34.6% 損害保険料率算出機構／地震保険 都道府県別付帯率の推移より抜粋)ことから、地震保険への加入を推進するという意味合いから、存続すべきである。

(6)雑損控除の対象となる災害等に特殊詐欺による被害を含むべきである

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

雑損控除の対象となる損害については、①震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害、②火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害、③害虫などの生物による異常な災害、④盗難、⑤横領と限定列挙されており、詐欺は控除対象となる損害に含まれていない。これは、詐欺については「自らの意思」で財貨を渡したという行為が盗難や横領と違うという点で、その取り扱いが区別されているためであるといわれる。

しかし特殊詐欺、いわゆる「振り込め詐欺」については、一般の詐欺が自らの利益のために財貨を渡しているのに対し、親族などが受けた被害に救済などの事由を犯罪者に誤認させられたことにより生じており、被害者がこれらの特殊詐欺の被害を受けたことによる担税力の減少は、救済されるべきと考える。

したがって、雑損控除の対象となる災害等に特殊詐欺のうち本人の帰責事由がないもの

を含むべきである。

2．金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである

(1)所得税は担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。その例外である分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が、高所得者については軽減され、逆に、低所得者については本来よりも加重される事態が生じており、課税の公平に反している。

金融所得については、証券市場の育成や投資の促進等の政策目的のため総合累進課税の理念が後退させられてきた。現状、合計所得金額が１億円を超えると、所得税負担率が低下していく事態となっているが、これは、合計所得金額のうち株式等譲渡所得の割合が、合計所得金額が１億円を超えたあたりから増加していることを見れば、金融所得が分離課税により軽課されていることによるものであり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法になっており、著しく不公平な税負担になっている。

令和 7 年分以降の所得税について、極めて高い水準にある高所得者層に対する税負担適正化のための措置が設けられたが、税負担の不公平が解消されたとは言い難い。

したがって、金融所得に対する課税方法については、分離課税による比例税率でなく、総合課税により超過累進税率を適用すべきである。

(2)(1)の場合において、金融所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、これを他の譲渡所得・配当所得の金額からのみ控除することができるようにすべきである。

その他の所得との損益通算を認めないのは、金融商品の売買を利用することによる所得調整を防止するためである。

(3)金融所得の計算上の生じた損失の金額で(2)の通算をしてもなお引ききれなかったものがあるときは、翌年以降の譲渡所得・配当所得の金額からの控除を認めるべきである。

(4)(1)にかかわらず、利子所得など少額なものは、徴税費を考慮し、申告が不要となる源泉分離課税制度を適用すべきである。

3．社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである

事業所得の必要経費の控除は実額控除が原則であるが、社会保険診療報酬の所得計算については概算控除との選択が認められている。

この特例は、昭和29 年に「社会保険医に対する所得基準の維持」「所得計算の簡素化」「国民皆保険の定着」等を目的に暫定措置として議員立法により創設された。その

後、数次の改正を経て、現行の特例は「小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること」を目的に「小規模事業者の税務に係る事務負担の軽減をする」ために必要とされているが、現状特例適用者のほとんどが特例と実額の有利不利判定を行っている実情を考えると、その制度趣旨に沿った利用がなされているとは言えない。

また、特例で定められている概算経費率により計算した概算経費と実額経費との間に多額の差が生じている。結果、この特例は特定の業種に対する優遇税制となっており課税の公平を著しく歪めている。したがって、この特例は早急に廃止すべきである。

４．準確定申告書の提出期限を延長すべきである

所得税の準確定申告書の提出期限は、昭和22年以来改正されておらず、「相続の開始を知った日の翌日から４月を経過した日の前日まで」とされている。

しかし、被相続人の所得に関しては、たとえ親族である相続人といえどもそれを正確に把握することは容易ではなく、それなりの期間が必要である。

相続税申告書の提出期限については、昭和22年当初は４月であったものが６月、平成４年改正で10月と延長されている経緯を踏まえ、準確定申告書の提出期限についても相続税の申告期限と同じ「相続の開始を知った日の翌日から10月を経過した日の前日まで」延長し、相続人の事務的・心理的負担の減少を図るべきである。

５．復興特別所得税を廃止すべきである

復興所得税は東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するために平成 25 年１月１日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年に渡り課税されるが、将来的には東日本大震災時に出生していない者にも課されることとなり、その対象期間に根拠が乏しく世代間における課税の公平に反している。したがって、復興特別所得税は廃止すべきである。

６．土地建物に係る譲渡損失の金額と事業所得・不動産所得等の金額との損益通算及び繰越控除を認めるべきである

土地・建物に係る譲渡所得の計算上生じた損失の金額については、値下がりにより発生した損失であり、土地・建物に係る運用果実である事業収入・不動産収入等と取扱いを異にする合理的理由がなく、かつ、担税力の減殺が認められることから、土地・建物の譲渡に係る譲渡損失の金額が生じた場合には土地・建物に係る事業所得・不動産所得等その土地・建物から生じる所得との損益通算を認めるべきである。

ただし、含み損のある遊休資産を譲渡するなど収益物件以外から生じた譲渡損失を損益

通算の対象に含めることは租税回避につながるため、損益通算を可能とするのは３年以上継続して事業収入・不動産収入等を生む物件から生じた譲渡損失に限るものとする。

また、損失の繰越控除制度は、損失があった場合の担税力の減殺等を考慮して創設された制度であり、青色申告者については純損失の金額の全てについて繰越控除が認められている。土地・建物に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額で上記損益通算をしてもなお引ききれなかったものがあるときは、翌年以降の土地・建物に係る譲渡所得金額からの控除を認めるべきである。

７．公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）の払戻金について源泉分離課税制度を導入するべきである

公営競技の払戻金は一般的には一時所得として課税される。しかし、払戻しを受ける者が申告納税を行うことは少ないと考えられ、課税の公平性から問題がある。また申告については所得区分や必要経費について争いがあり、最高裁判決の結果を受けて基本通達が改正されたこともあった。つまり払戻金について判断が難しい所得であることは間違いない。

現状の問題点を是正し簡素に課税を行うために一定の金額以上の払戻金について源泉分離課税制度を導入すべきである。

８．親族に対する必要経費の特例等の要件の見直すべきである

所得税法は、シャウプ勧告により個人単位課税を原則とし、所得合算制度を廃止したが、「要領のよい納税者」に対する抜け道封じとして一部の所得合算制度が維持され、今日まで残っている。憲法13条を基調とする個人主義の観点を踏まえれば、事業に必要な財やサービスの受入れに対して相当な対価を支払うことは、個人単位課税のもとでは、生計を一にする親族間における取引であっても、他人間取引と同様に扱うべきである。

そして、他人間取引と同様に扱うのであれば当然に、対価の授受を行う親族の双方が帳簿を備え付け、支払の事実や適正な対価であることを明確にする契約書等の保存が必要になる。

９．青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

(1)所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

所得税の青色申告承認申請の期限については、青色申告書による申告をしようとする年の３月15日まで（その年の１月16日以後新たに事業を開始した者等についてはその事業開始等の日から２月以内）とされているところである。しかし、平成26年分以降の所得税に

ついては白色申告者であっても記帳・帳簿等保存の義務が課されることとなった。

このことから青色申告者と白色申告者との間の記帳・帳簿等保存の状況の差異はほとんどなくなり、年の中途において青色申告により申告することを選択できることとしても、課税上の弊害はないと考えられる。

よって、所得税の青色申告承認申請の期限を、青色申告により申告しようとする年12月31日までに緩和すべきである。

(2)開業年における青色申告承認申請書の提出期限を所得税の申告期限までとすること

個人事業者が、開業時において税制上の規定や届出書類の期限を熟知することは難しく、 理解が無いまま税制上の優遇規定である青色申告承認申請書の提出期限を経過してしまうことが多い。

そのため、納税者に青色申告の優遇規定を与え、正しい記帳と申告を喚起するという意味から開業初年度に限り、その申請期限を開業初年度の所得税の申告期限までとすべきである。

(3)相続により事業を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を、最長で相続税の申告期限までとすること

白色で申告を行っていた被相続人の事業を相続により承継した場合、相続人（その相続人がすでに青色申告に係る業務を行っていた場合を除く）の青色申告承認申請書の提出期限は、相続開始日から２ヶ月以内となっている。

しかし、遺産分割協議を相続開始時から２ヶ月以内に行うことは非常に困難を要する作業である。

したがって、相続という特殊な事情を考慮して、青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告期限までとすべきである。

10. 年末調整制度を見直すべきである

我が国の所得税法は、申告納税制度を原則としながらも源泉徴収制度を取り入れている。さらに給与所得については、年末調整を導入している。この２点により、納税者の大多数を占める給与所得者が確定申告をすることなく所得税の納税を完結させている。

給与所得についての源泉徴収制度は昭和 15 年戦時増税の手段として始まり、年末調整は戦後間もない昭和 22 年に開始されている。両制度は非常事態における徴収を確保する為の方法である。うち、年末調整については、昭和 24 年でのシャウプ税制勧告において廃止する方向での提案がなされていたものである。

年末調整における問題点としては、複数考えられる。中でも最も重要な弊害は納税者意識が著しく低下することである。年末調整により、納税者本人が所得税法に従い自らが納付す

べき税額を計算する機会を失っており、各種控除の意義や自らの納税額を意識できない状況に置かれている。納税者意識の低下は民主的申告制度の根幹を揺るがす問題であり、申告納税制度の理念に反している。

また、昨今はいわゆるスマートフォンの普及も著しく、パソコンを含めれば給与所得者の多くはこれらの機器を使用して個々で確定申告計算が容易にできる環境が整いつつある。

従って、年末調整制度は納税者の利便性に配慮しつつ、廃止し、すべての納税者が確定申告により税額を確定させる制度とすべきであるが、すべての納税者が確定申告をすることになると e-Tax の接続障害など社会的に多大な混乱が生じることが容易に想像できるため、将来的な年末調整制度の廃止を前提にまずは給与所得者で確定申告が必要となる給与の年間収入金額 2,000 万円の基準を 1,000 万円に引き下げるべきである。

Ⅱ　法人税に関する事項

１．役員給与を原則損金算入とすべきである

現行の役員給与税制の問題点は、法人税法第 34 条第１項で損金不算入となるものを列挙して法人税法第 22 条第４項の別段の定めとしているのではなく、損金算入分（定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与）だけを限定列挙して、その他は損金不算入としていることである。これではあらかじめ法が想定している以外の方法で支給したものはすべて損金不算入となってしまう。

経営の状況が著しく悪化したことによる役員給与の減額は、減額改定事由に該当するが、その後業績の回復に伴う役員給与の増額は、臨時改定事由に当てはまらないため、業績が回復しても同一年度内には役員給与を増額することができない。また、設立初年度の場合や業績に大きな波があるため業績予測が難しい場合においても、事業年度開始以後３ヶ月以内に役員給与の額を決めて支給しないと損金算入が認められない。現行の法人税法第 34 条第１項では、このような役員給与までが支給形態を満たさない場合には損金に算入されないこととなり、不合理であると言わざるを得ない。

したがって、役員給与は原則損金算入とすべきである。

２．中小企業の交際費の損金不算入制度を撤廃すべきである

企業がその事業を営むに当たって、交際費を支出することは不可避と考えられる。したがって、企業会計上、交際費の支出は費用となる。

これに対して、法人税法上交際費については、その全部または一部が損金不算入となる制度が設けられている。交際費の損金不算入制度は、昭和 29 年の租税特別措置法の改正によって設けられた。その制度趣旨は、企業の資本蓄積の促進にあった。すなわち、当時、減価償却の励行、準備金や特別償却制度の創設、資産再評価の強制、効率配当の自粛、増資配当の免税等の措置が資本充実のための諸施策として講じられ、交際費課税についても、その一環として、できる限り冗費を節約するために設けられた。その後も、損金不算入制度の具体的な計算方法は改正されてきたが、現行法では、原則損金不算入と規定されている。

ただ、その支出が冗費となるか否かは企業の経営判断に委ねられるべきであり、特に中小企業においては接待交際費の 50%相当額または定額控除限度額に達するまでの金額を損金算入することは認められているものの、現在の経済状況下で、企業の支出を抑制させるような交際費の損金不算入制度は、地域経済の活性化を妨げる結果となると考えられる。しかし、大企業の交際費を全額損金算入できるとすると、一般に交際費の支出によって仕事を獲得できる可能性が高まることから考えれば、財源が豊富な大企業と財源が貧弱な中小企業との間での公正な企業間競争が成り立たなくなることが懸念される。

したがって、大企業における交際費については現行通り原則損金不算入とし、中小企業における交際費は全額損金算入とすべきである。

３．受取配当等については全額益金不算入とすべきである

法人が支払う配当は、法人税が課税された後、税引き後の利益から支払われるものである。受取配当等の益金不算入制度は法人擬制説に拠る我が国の法人税制において二重課税を排除するために設けられた制度である。新設された当初は（負債利子を除いた）100％益金不算入としてきたが、現在はその他の株式等の益金不算入割合は 50％、非支配目的株式等の益金不算入割合は 20％とされている。

完全子法人株式等、関連法人株式以外の株式等について益金不算入割合が縮小されている主な理由として、投資目的で取得されることが多く、投資から生じた果実である配当金を全額益金算入とすることがなじまないことが挙げられているが、本来の制度の趣旨からは保有割合によって差異を設ける理由はなく、負債利子控除もそぐわない。

したがって、完全子法人株式等及び関連法人株式等以外の株式等についても二重課税を排除するため、益金不算入割合を従前の 100％とし、一律全額益金不算入とすべきである。

４．欠損金の繰越しの控除期間を無制限とし、欠損金の繰戻しによる還付期限を延長すべきである

現行の規定における欠損金の繰越しは、控除期間が 10 年間に制限されている。また、欠損金の繰戻しは、欠損の生じた事業年度開始の日の前１年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額のみが還付の対象となっている。

法人税は本来、法人の設立から清算結了までの期間に対して適正に課税させるべきであるところ、法人は継続を基本として運営されているため人為的に一年以内に期間を区切り、申告納付している。法人の所得には当然に浮き沈みがあり、累計利益額が同じであっても、利益の波によって課税される法人税の合計額が異なるのは問題がある。

また、この規定の適用については、欠損金の生じた事業年度以降連続して確定申告書を提出していること、及び欠損金額の生じた事業年度に係る帳簿書類を一定の方法により保存していることが要件とされているため、控除期間を無制限とした場合の確定申告書及び帳簿書類の保存が問題であったと考えられるが、近年の電子帳簿保存法等の整備により、物理的な負担がなく帳簿書類を保存することができるように変化してきている。

したがって、繰越欠損金の控除期間を無制限とし、中小企業者以外の欠損金の繰戻還付の不適用の規定を撤廃の上、欠損金の繰戻還付の対象期間を延長すべきである。

５.少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額を30万円未満に引き上げると同時に、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止すべきである

中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は中小企業等の事務負担の軽減を図り、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業等の活力向上を図るために導入されたものである。一方、一括償却資産の損金算入制度は少額資産について個別管理の手間がかかることから、その事務負担を軽減するために設けられたものである。このように事務負担の軽減を共通の制度目的としていることから両者を区別する必要性はない。

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額を 10 万円未満とする現行制度で約 50 年が経過しているが、昨今の物価変動を考慮して、一時に損金にできる限度額を引き上げるべきである。そこで、国内企業物価指数に着目すると、令和４年は 114.7 であり、一方、昭和 40 年は 49.0(出所：日本銀行調査統計局「企業物価指数」令和２年平均を 100 とする)であることから 114.7÷49.0 = 2.3 倍となる。同様に、消費者物価指数に着目すると、令和４年は 102.7 であり、一方、昭和 40 年は 23.9 であることから 102.7÷23.9 = 4.3 倍となる。これらの平均を算出すると 3.3 倍となることから、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入限度額は 30 万円未満が適当であると考える。

以上より、取得価額 30 万円未満の資産を一律少額減価償却資産とし、企業規模に拘らず一時の損金算入とするべきである。なお、その際に、少額の減価償却資産の限度額引上げは法人税法施行令及び所得税法施行令により措置することとし、併せて、租税特別措置法上の中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は廃止するべきである。

６．一般寄附金の損金算入限度額について拡大をし、寄附金の損金算入限度額と年 10 万円までの寄附金のいずれか大きい方の金額を損金として認めるべきである

寄附金課税制度は、国等に対する公共的寄附金と財務大臣が承認した指定寄附金が全額損金算入となり、特定公益増進法人及び認定 NPO 法人に係る寄附金は一般寄附金と同額の損金算入限度額を別枠で規定し、それ以外の一般寄附金については、法人の資本金額や所得金額の多寡により計算される一定の損金算入限度額の範囲内で損金算入され、これを超える金額については、損金不算入とする制度が採用されている。

そもそも寄附金とは、事業関連性の有無を問わず、直接的な対価を伴わない支出をいうが、法人税法 37 条 7 項のかっこ書きの捉え方によっては寄附金と交際費との判断が明確でない。また、資本金額が企業規模を正確に反映しているとは言い難く、寄付文化の醸成に重要な役割を果たす企業による社会貢献活動を促進する必要がある。さらに、交際費の損金算入限度額が法定されている中小企業にとっては、損金算入限度額が少額な寄附金課税を避け

て、交際費として処理する傾向が見受けられる。

そこで、年10万円までは事業関連性の有無を問わず、直接的な対価を伴わない支出を寄附金と扱い、全額損金算入を認めるべきである。

もっとも、寄附金の支出は法人側の事情によって区々であり、その支出の利益処分性を考慮すると、一定の損金算入限度額を超える部分の金額につき、その費用控除性の金額を否定する現行の寄附金課税にも合理性は認められる。

したがって、現行の寄附金の損金算入限度額と年10万円までの寄附金のいずれか大きい方の金額を損金として認めるべきである。

Ⅲ　消費税に関する事項

１．適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止すべきである

消費税の軽減税率の導入に伴い採用された適格請求書等保存方式は、以下の理由により廃止すべきである。

(1)適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。そのために請求書等が「適格請求書等」に該当するかどうかの確認を行い、帳簿に記載する必要があり、事業者の事務負担を一層増大させている。

(2)付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然であるが、税の累積排除機能である仕入税額控除について適格請求書等が無いという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。

(3)適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。事業者免税点制度の抜本的見直しを行わずに現行の制度を維持すると、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置として令和８年９月 30 日まで 80%、令和 11 年９月 30 日まで 50%の仕入税額控除を認められているものの、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税相当額の支払いを拒否される可能性がある。

(4)適格請求書等保存方式が導入されたことにより、免税事業者が上記の理由により課税事業者とならざるを得ない状況が生じている。この事は、小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮等の理由により免税が認められている事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当ではない。

(5)適格請求書等保存方式が導入されたことにより、事業者は仕入税額控除を受けるために取引の相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかを事前に確認する必要性が生じる。しかし、実務上、その確認には非常に手間を要し、結果として適格請求書発行事業者でない可能性がある小規模事業者が市場取引から排除される可能性がある。

(6)適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。ところが、宅地建物取引業など特定の事業を営む者が、適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引等においては、帳簿のみでの仕入税額控除が認められており、事業者間の公平性を著しく欠くことになる。

２．事業者免税点制度を見直すべきである

事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例制度であるが、免税事業者におけるいわゆる益税発生が問題となっており、消費税率が上がった昨今では看過できなくなっている。また、納税義務の有無は、現行では原則として前々事業年度における課税売上高によって求めることとされており、当課税期間における事業規模が反映されない極めて不合理なものとなっている。

そこでインボイス制度の導入により免税事業者である小規模事業者が取引から除外される可能性も考慮し、全ての法人及び個人事業者を課税事業者とし、小規模な事業者については現行の 1,000 万円から大幅に判定基準を下げた上で当該課税期間の売上規模により申告不要を選択できるようにすべきである。上記改正により、益税問題が縮減するとともに納税義務の判定が容易になり、制度の簡素化にもつながる。

３．軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである

軽減税率制度については、以下の理由により、速やかに廃止し、単一税率に戻すべきである。

(1)標準税率と軽減税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対して、社会的コストが過大となっている。

(2)軽減税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しづらく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性が高い。この点、十分な議論がなされることなく定期購読契約が締結された一定の新聞について軽減税率制度の対象に加えられる一方、本来、軽減税率の趣旨からすれば、当然に対象項目に含まれるべき品目（例えば、おむつや介護用品等）については軽減税率制度の対象から除外されている。こうした軽減税率の対象については、本来の逆進性対策という目的から外れ、政治的な恣意性により操作される恐れがあり、単なる特定業界への優遇措置となってしまうリスクを多分に孕んでいる。

(3)軽減税率制度は、消費金額の多い富裕層に効果が大きく、逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも軽減税率制度の導入という消費税法の枠組みの中においても逆進性の問題を解決できない。

(4)間接税である消費税のなかで、軽減税率を導入することにより痛税感を解決する事自体が誤った考え方であり、本来の消費税導入目的の一つである「社会保障の充実」を享受できるように税制及び社会保障全体で検討すべきである。

以上のことから、「公平・中立・簡素」という租税原則に対して、現在の複数税率制度はそぐわない。

4．簡易課税制度を次のように見直すべきである

(1)適用要件である基準期間における課税売上高を5,000万円から大幅に引き下げる。
(2)事業区分の統合などにより区分数を減らす。
(3)みなし仕入率を大幅に引き下げる。

簡易課税制度は、消費税の導入時に小規模事業者の納税事務負担軽減のための措置として導入された制度であるが、本則課税の場合と比べ控除税額が大きくなり税負担までもが軽くなるという問題点が指摘されている。

そこで、適用要件である基準期間における課税売上高の大幅な引き下げにより適用事業者を制限する。事務負担軽減という簡易課税制度導入の趣旨を明確にするため、現行の6つの事業区分について統合などにより、区分数を減らす。課税方式による納税額の差額の発生を抑えるため、みなし仕入率を大幅に引き下げるべきである。

5．非課税売上高にかかわらず課税仕入れは全て仕入税額控除を認めるべきである

消費税は消費者に負担を求め、納税義務者である事業者が納めるものであるが、一定の取引については社会政策上の配慮から非課税取引とされ、消費者に負担を求めないこととされている。しかしながら、非課税取引を行う事業者は仕入税額控除が出来ず、負担を強いられる消費税相当額を売上代金に転嫁することになる。そのことは、実質的に消費者が消費税を負担していることとなり、消費税を非課税としている政策目的に反することとなる。

また、事業者が消費税相当額を売上代金に転嫁しない場合は、事業者は最終消費者でないにもかかわらず、消費税を負担することとなり、消費一般に対して広く公平に課される税である消費税の本来の趣旨からは逸脱することとなる。

加えて、非課税売上高に対する仕入税額控除を認めない現行制度により、課税売上割合の計算、課税仕入れの区分判定、課税売上割合が著しく変動したときの調整、課税業務用から非課税業務用に転用した場合の調整など税額の計算が複雑となっている。加えて、不当な仕入税額控除を受けるために租税回避を行う事業者に対応するため、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化の制度が制定されるなど、さらに計算が複雑化している。これは、税は簡素であるべきとの原則から甚だしく逸脱している。

したがって、非課税売上高に係わらず課税仕入れは全て仕入税額控除を認めるべきである。

Ⅳ　相続税・贈与税に関する事項

１．相続税の課税方式を法定相続分課税から遺産取得課税方式に変更すべきである

法定相続分課税方式は、遺産をどのように分割しても相続税の総額が変わらず、税務執行が容易であるという長所が存在するが、一方で下記５つの欠点が存在する。

(1)同じ金額の財産を取得した場合であっても、遺産総額や法定相続人の人数により相続税額が異なり、水平的公平が保たれない。

(2)遺産の取得額に差があるにもかかわらず、各相続人が負担する税率は変わらないことから、相続人間の垂直的公平が保たれず、富の再分配機能という役割が損なわれる。

(3)共同相続人の申告漏れ等が他の共同相続人及び受遺者の納税額に影響を及ぼす。

(4)小規模宅地等の特例などの各種特例の効果が他の相続人及び受遺者にも影響を及ぼす。

(5)遺贈及び死因贈与により親族以外の者が被相続人より財産を取得した場合、親族以外の第三者が相続申告に参加することになり、被相続人の遺産の内容が第三者に知られることになる。

上記５つの欠点は、遺産取得課税方式に変更すると、課税標準が相続人又は受遺者が実際に相続した又は遺贈を受けた金額を基礎として算定されるため解消される。

なお、遺産取得課税方式は仮装分割による租税回避や、税務執行上の困難を伴うという欠点が指摘されてきたが、昨今の相続財産の分割においては遺産分割協議書や遺言書が必要であり仮装分割による租税回避の可能性は法定相続分課税方式と変わらず、税務執行面においても問題は少ないものと思われる。

したがって、遺産取得課税方式に変更すべきである。

２．相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すべきである

自らの租税債務を確定し、納税義務を適正に履行した相続人に対し、さらに他の相続人の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯して納付義務を負わせることは、申告納税制度に矛盾するものと言わざるを得ない。

また、旧民法の家督相続制による財産課税方式の流れをくむ連帯納付義務制度には、下記の問題点が存在する。

(1)納税義務を完了した相続人の担税力を超えて税負担を負わせることになり、応能負担原則に反すること。

(2)「受けた利益の価額に相当する金額を限度」とするが、相続財産に資産価値の下落があった場合においても、この下落が考慮されず連帯納付義務額として追及されるため、相続人固有の財産まで脅かされる恐れがあること。

(3)共同相続人間であっても、各人の納税意識までを勘案することは困難であり、これを予

見して「放棄」や「限定承認」といった法律行為を行うことは、事実上不可能であること。(4)申告期限から５年間、連帯納付義務を負う共同相続人は法的かつ経済的に不安定な状況に置かれること。

したがって、単に徴収の確保のみを図り、税法の基本原則や納税者の権利義務を侵害するような相続税に係る連帯納付義務は廃止すべきである。

また、贈与税に関しても、相続税と同様に連帯納付義務を廃止すべきである。

３．事業承継税制は「猶予」ではなく「評価減」にすべきである

事業承継税制については、創設当初より使い勝手の悪さが指摘されており、平成30年度税制改正で大幅な改善が図られたものの、事業承継を後押しするという目的が達成されているとは言い難い。

現行の事業承継税制における納税猶予制度はあくまでも納税の先送りに過ぎない。納税猶予の取消を受けた場合の本税及び利子税の納税リスクを払拭することはできず、納税猶予の取消事由に該当しないか否か、継続的な事後管理を必要とする制度となっており、制度利用上の利便性を欠いている。

これらの問題を解決するためには納税猶予制度ではなく、諸外国の制度と同様に評価額の減額制度とし、制度利用者が長期間にわたり納税猶予取消のリスクに晒されることを回避するとともに事後管理の負担を軽減すべきである。

４．小規模宅地等の特例の適用について、提出期限までに特例対象宅地等の“一部”が未分割である場合、申告書を再提出する際においては、全ての特例対象宅地等からの再選択を認めるべきである

提出期限までに「申告期限後３年以内の分割見込書」の届出を行った場合には、未分割であった特例対象宅地等についても、分割確定後に小規模宅地等の特例の適用を受けることができる。

しかし、複数存在する特例対象宅地等のその一部分のみが未分割である場合においては、申告期限までに分割が完了していた特例対象宅地等については、期限内申告の時に特例適用を受けることを選択していない限り、再提出の際にはその適用を受けることはできない。

最終的に確定した遺産分割の内容いかんによって、どの特例対象宅地等からその特例の適用を受けるかその判断は変わるものであり、また、全て未分割であった場合と一部未分割であった場合において、制度適用に係る公平性が保たれていない点についても問題がある。

したがって、小規模宅地等の特例の適用について、提出期限までに特例対象宅地等の“一部”が未分割である場合、申告書を再提出する際においては、全ての特例対象宅地等からの再選択を認めるべきである

５．配偶者居住権の評価方法を見直すべきである

配偶者居住権は、相続の発生により、生存配偶者が居住建物を相続できなかった場合においても、居住し続けることが出来る権利を法律上明確にしたものである。配偶者居住権を設定する場合、相続税の財産評価においては、居住権部分と所有権部分を区分して評価する必要があり、居住権部分を生存配偶者が、所有権部分をそれ以外の者が相続することになる。

相続できる権利が分かれることにより、相続の選択の幅が広がり、現在の複雑化する社会に対応しやすくなったという点については非常に価値あるものであるが、一方で、税務上は配偶者居住権について下記のような取り扱いや評価方法が採用されていることから、本来の趣旨から外れて、過度な節税を主目的として利用される恐れがある。

(1)配偶者居住権を相続した配偶者が死亡した場合又は配偶者居住権の存続期間が満了した場合には、不動産の所有権者がなんら課税されることなくその不動産の全ての権利を有することになること。

(2)配偶者居住権を評価する際は法定利率による複利現価率で現在価値を算出するが、法定利率は年３％と一般的な国内金融機関の貸出金利よりも高くなっており、複利現価率が高いことによって配偶者居住権の現在価値が高く評価されてしまうこと。

したがって、過度な節税がなされないよう、配偶者居住権を評価する際に用いられる複利現価率は、財産評価基本通達４－４に定める基準年利率により評価することとし、その評価額が低く計算されるように見直すべきである。

６．障害者控除の適用範囲を見直すべきである

障害者控除は、被相続人の死後に残された障害者の生活の安定に資する見地から障害者なるがゆえに余分に生活経費等がかかることを考慮して昭和 47 年度改正において創設されたものであり、これまでも平均寿命および物価変動の状況により改正されてきた。前回の平成 25 年改正から 10 年が経過しており、その間にも平均寿命および物価も上昇していることから、下記の点が現状に則していないと考えられる。

(1)適用上限年齢については、平成 17 年の第 20 回完全生命表の統計データに基づき平成 25 年改正を行っている。当時のデータによると、平均寿命は男性 78.56 歳、女性 85.52 歳となっている。直近の統計データである令和２年の第 23 回完全生命表によると、平均寿命は男性 84.51 歳、女性 90.55 歳となっている。15 年前と比較すると男性で 5.95 歳、女性で 5.03 歳平均寿命が延びていることが分かる。

(2)控除税額については、物価上昇率に基づき平成 25 年改正を行っている。令和２年を 100 とした場合に、平成 25 年７月の物価は 94.8、令和５年７月の物価は 105.7 となっており、10 年前からの物価上昇率は 11.5％である。

(3)適用上限年齢を設定することは、控除税額の計算の基礎になるものであり、否定するも

のではない。しかしながら、適用上限年齢以上になると、障害の程度が変わらずとも障害者控除が一切適用出来なくなってしまう。近年では相続人の年齢が平均寿命を超える場合も増えてきており、当該相続人については一切障害者控除の適用が無いこととなり、課税の公平性が保たれているとは言えない。

・変遷

	S47 年 改正	S63 年 改正	H22 年 改正	H25 年 改正
一般障害者				
適用上限年齢	70 歳	同左	85 歳	同左
1 年あたりの控除税額	3 万円	6 万円	同左	10 万円
特別障害者				
適用上限年齢	70 歳	同左	85 歳	同左
1 年あたりの控除税額	6 万円	12 万円	同左	20 万円

・前回改正以後の変化

①平均寿命

H17 年（第 20 回完全生命表）　※財務省 HP 税制改正の概要より

平均寿命　　男性 78.56 歳　　女性 85.52 歳

R 2 年（第 23 回完全生命表）

平均寿命　　男性 84.51 歳　　女性 90.55 歳

②物価（2020 年基準　2020 年＝100）

H25 年（2013 年）7 月　　94.8

R 5 年（2023 年）7 月　105.7（H25 より 11.5%上昇）

したがって、適用上限年齢を現行の満 85 歳から満 90 歳とし、1 年あたりの控除税額を一般障害者は 10 万円から 12 万円、特別障害者は 20 万円から 24 万円と引き上げ、かつ、適用上限年齢を超える該当相続人についても 89 歳とみなして適用を認めるべきである。

Ⅴ　その他事項

1．償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」であると言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、（個人・法人）所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であると考える。

また、現行の制度及び課税当局の体制の下では、適正な制度の執行が担保されておらず、課税客体の捕捉が完全に行われているとは言いがたい。従って、申告義務があるにもかかわらず無申告である事業者や課税対象となる資産を申告から除外する事業者もあると言われており、納税者間の公平が損なわれていると考えられる。

よって、償却資産税を廃止すべきである。

2．財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである

「財産債務調書」提出制度は、平成 27 年度改正により、従来の「財産債務明細書」を見直して作られた制度である。「国外財産調書」提出制度は、平成 24 年度改正により、一定以上の国外財産を持つ者に調書の提出を求めた制度であり、両者とも提出が必須の法定調書とされている。また、ペナルティとして申告漏れがあった時の加算税等の 5%加重軽減措置が盛り込まれている。

そして、両方の調書には質問検査権が認められている。これは国税通則法で定められたものでないことから、法律上は事前通知が不要である。そのため、納税者にとって不測の損害を与えかねない。

さらに、記載事項が詳細に規定されている。個人情報保護の観点から、課税当局が国民納税者の極めて秘匿すべき情報を得ることができるのは、あくまでも課税に必要最低限度の情報に限定されるべきである。

また、記載する財産の価額は、一般の納税者にとって算定が困難であるその年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとされている。

前述の加重減算措置も含め、納税者に不要な緊張感と過度の事務負担を強いる現状となっている。これらは申告納税制度の下で健全な納税者の育成を阻むものである。

したがって、財産債務調書、国外財産調書を廃止すべきである。

３．印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし、文書に担税力などなく、経済取引については消費税等が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに近年は電子商取引の増加やペーパーレス化が進展する中にあって、印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみであり、電子化対応に遅れる中小企業にあっては依然として大きな負担となっており、取引形態によって不公平が生じるのは不合理である。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

４．不動産取得税を廃止すべきである

不動産取得税は、不動産の取得の事実に対して課税される都道府県税であり、その課税形態から流通税の性格を持つ。シャウプ勧告により昭和 25 年に一旦廃止されたが、昭和 29 年度の税制改正において固定資産税の税率が引き下げられたことに対応して固定資産税の先取りという理由付けで復活した経緯がある。しかし、地方税の課税原則は応益負担であり、不動産に対してはその保有についてのみ課税すべきである。取得の事実は不動産と不動産以外の資産の等価交換に過ぎず、これに対し課税することは応益負担の原則に沿わないばかりでなく、不動産の流通を阻害し、国民の自由な経済活動を妨げる原因ともなる。

よって、不動産取得税は廃止すべきである。

５．電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである

電話加入権は、時の経過によりその価値が減少せず、市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ると言われ、法人税法及び所得税法において、減価償却できない無形固定資産として扱われている。しかしながら、携帯電話やＩＰ電話等の普及により電話加入権を必要とする固定電話の新規加入契約者数は激減しているため譲渡の見込みはなく、また同じ理由によりその取引価額も長期にわたって低い水準にとどまっているため、仮に市場において電話加入権を譲渡できたとしても、投下資本の大部分が回収できないのが現状である。このような実態から、電話加入権は非常に価値の低い資産であると言える。財産評価基本通達が改正されていることにも表れている。

よって、電話加入権を減価償却できない無形固定資産として扱う理由はなく、電話加入権取得時に取得価額相当額の必要経費（損金）算入を認めるとともに、既に取得された電話加入権について評価損の計上を容認すべきである。

6．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すべきである

社会保険診療報酬等及びこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は社会保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであるといわれている。しかし、上記制度は既に施行されて 70 年近くが経過し、これまで一切制度上の議論がなされていない。

したがって、事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせているため、課税の公平の見地から廃止すべきである。

7．租税特別措置法は、その内容を、その適用状況に応じて、毎年公平に再検討した上で、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである

租税特別措置法の中には特定の政策実現という目的のため、税収を減らす措置が存在する。

特定の政策、特定の業種に対する優遇措置について国民の理解が得られるか、その政策実現のために税制を用いることが最適であるか、常に十分な検討を必要としている。

政府は国際競争力を強化するため法人税の実効税率を引き下げているが、特定企業を優遇する不公平な税制が残るのであれば、相対的に特定企業以外の企業は不利になってしまう。

さらに、中小企業優遇政策もその適用条件があまりにも複雑かつ煩雑で適用可能な中小企業であってもその手続きの難解さ、現実との乖離に実質適用ができない政策では本末転倒である。

したがって、税本来の役割を阻害する政策税制についてはその租税特別措置法の立法趣旨、得られる効果、税収減による予算への影響などを勘案して成立させることは当然であるが、措置法の期限到来の都度立法過程と同じ検討を行い想定した効果が得られないものは即時廃止を含めた検討を行うべきである。一方で、成立からの経過年数が長く恒久的措置と認められるものは本法への移行を検討すべきである。

また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第５条第１項により、財務大臣は租税特別措置ごとの適用者数、適用総額、高額適用額等を記載した報告書を作成し、内閣は報告書を国会に提出しなければならないとされており、平成 23 年度より毎年「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」が財務省より国会に提出されている。この報告

書は統計資料としての意義はあるが、その資料がどのように活用されているのか、意味のある統計資料となっているのかは不透明なままである。単に統計値を公表するのみでなく、租税特別措置法の継続についての検討結果も併せて国会に提出し、国民へ公表すべきである。

８．新規設立法人の源泉所得税の納期限を見直すべきである

新たに設立された法人の源泉所得税の納付について、例えば、月末に設立された場合の設立月分の納付については翌月 10 日までの期間が著しく短く納付手続きが困難なケースがあること、設立後遅滞なく給与支払事務所等の開設届を提出している場合においても整理番号が付番され納税者へ納付書が郵送されてくるまでには一定期間がありその間は源泉所得税の納付義務について知り得ない納税者もあること等から、一律に翌月 10 日を納期限とすることは適切でない。

よって、設立後の一定期間についての納付期限を見直し、「設立から３ケ月を経過する日の属する月までの間は、その３ケ月が経過する日の属する月の翌月 10 日を納期限とする」などとすべきである。

上記については、新規に開業する個人事業についても同様とすべきである。

９．国に対する住民監査請求及び住民訴訟の制度を創設すべきである

地方自治法第 242 条「住民監査請求」により、地方公共団体において不当な公金の支出等があるとその住民が考える場合には、監査委員に対して監査請求をすることができる。住民がその監査結果等に不服があるときは、地方自治法第 242 条の２「住民訴訟」により、裁判所に訴えることができる。しかし、国に対してはこれらの制度はないため、国に不当な公金の支出等があった場合に、国民が国を相手に監査請求や訴訟を提起することはできない。民主主義国家において、納税者である国民が、納めた税金の使途等について主権者として行動するのは当然のことである。国の支出に違法行為があった場合にでも、監査請求等が認められていない現行制度は、主権者である国民を明らかに無視している。地方公共団体と同様に、国に対しても、不当な公金の支出等があると認められる場合には、国民が監査請求や訴訟を提起することができる制度を創設すべきである。

10．個人事業税の課税客体を見直すべきである

個人事業税の課税客体として、第一種事業、第二種事業、第三種事業が限定列挙されている。事業税は、昭和 23 年に創設され、その後、課税客体に改変があったものの、現在もなお、芸能人、プロスポーツ選手といった事業性があるにもかかわらず、課税客体とな

っていない事業がある。また、事業税が創設されたときに存在しなかった業種、システムエンジニア、プログラマーといった業種については、課税客体になっておらず、YouTuberなど就業形態の多様化に伴って、課税対象事業の認定に困難を極めている業種もある。

したがって、現状に即した形で、個人事業税の課税客体を見直すべきである。

Ⅵ　納税環境整備に関する事項

１．納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである

日本国憲法第 30 条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されており、納税者としての権利を明確に示すものが、わが国には存在しないが、国民は法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を明らかに有しており、また民主主義国家において国民は主権者としての権利を有している。

我が国は国税において申告納税制度が採用されており、この申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあっては、納税者の申告により第１次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第２次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において主権者である納税者は最も尊重されなければならない。

しかし、未だ納税者には申告納税制度の理念が浸透しておらず、主権者としての納税者の意識が醸成されているとは言い難い。また、税制・税務行政について納税者の信頼を確保されているとも言い難い状況である。納税者権利憲章等を採用している多くの国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。

我が国における納税者権利憲章の制定は平成 23 年度税制改正において見送られ、納税者の権利に関する課題は平成 23 年度税制改正法附則第 106 条に、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定されたのち、平成 24 年税制改正大綱・納税環境整備において「税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するためには、適正課税の観点を踏まえつつ、納税者の立場に立って、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要です。平成 23 年度税制改正においては、こうした観点から、税務調査手続きの明確化、更正の請求期間の延長、理由附記の実施等、国税通則法及び地方税法についての大幅な見直しを実施したところですが、納税者権利憲章の策定等については見送りにされたところです。・・・」とあり現状では納税者の権利に関する前向きな議論はされていない。

貴会においても平成 23 年度税制改正においての改正により納税者の権利が充足されたというような意見は存在するようであるが、このような意見は申告納税制度の理念を考えれば当然に誤りであり、今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定されるべきものである。

また、納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務行政庁

と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役割を担うため、税務行政庁が納税者を主権者として尊重し、そして納税者の権利利益を分かり易く示す内容でなければならない。

なお、納税者権利憲章には次のことを記載することを要望する。

【納税者権利憲章の制定に関する事項】
(1)納税者は公正で丁重かつ配慮のある対応を受ける権利を有すること
(2)任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること（任意調査前において税理士の選任をしていない納税者は、税理士を選任することができることを調査担当者から告知される権利を有すること）
(3)事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること
(4)処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること
(5)納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること
(6)税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること
(7)税務調査開始前に上記(1)～(6)の事柄が記載された納税者の権利に関する文章を手交される権利を有すること

この納税者権利憲章の制定に合わせて、次の国税通則法の更なる改正を要望する。

【国税通則法に関する事項】
(1)国税通則法第１条に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すべきである

現在の国税通則法の目的規定（第１条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっている。これには、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

行政手続法では、平成26年６月に国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点を加える改正が行われた。国税通則法においても同様に納税者の権利利益の保護をすべきである。

(2)提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること

税務職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合に罰則を科すとされていることは、納税者の同意と協力が前提である任意調査の領域を超えた課税庁の権限強化である。この規定は平成25年１月より適用されているが、調査を受忍する納税者の精神的負担を従前以上に増すものであり、また、これまでの税務調査における慣行を法定化するという法改正の趣旨を逸脱したものである。さらに、提出された

物件を留置く規定は、納税者の同意や協力を得ないと行えないものであることが法定化されておらず、運営上は「承諾なく強制的に留め置くことはありません。」（税務調査手続に関するＦＡＱ（一般納税者向け））としているもののその法的根拠は薄い。

したがって、物件の提示・提出を求めることができるとする規定および物件の留置きができるとする規定については削除すべきである。

(3)反面調査の事前通知を明文化すべきである

反面調査については、事前通知に関する法令上の規定がなく、税務調査手続に関するＦＡＱ（一般納税者向け）において「運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされているだけである。取引先や銀行など第三者に対して行われる反面調査は、納税者にとって取引先等に迷惑をかけることになり、信用を損なう可能性もある。反面調査は本調査の対象となる納税者への任意調査があってこそ行われるべきであり、その任意調査なくして反面調査は行われるべきではない。反面調査を行う必要がある場合には、納税者の権利利益を保護する観点から、本調査の対象となる納税者及び反面調査を受ける側への事前通知による説明を行うことを、明確に規定すべきである。

(4)国税不服審判所の独立性を確保する為に完全なる第三者機関とすべきである

国税不服審判所は国税庁の組織であり、所長は国税庁長官が任命する。その任命に際しては財務大臣の承認を要することで第三者性に配慮しているようである。しかし、税務行政庁からの出向があることや、国税不服審判所長が法令の解釈と異なる解釈により裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないなど、第三者機関であるとは言い難い。納税者の権利利益を保護し、納税者からの信頼を得る為には、国税不服審判所を国税庁から内閣府に移管し、完全なる第三者機関とすべきである。

２．電子申告の添付書類について添付可能な要件を緩和すべきである

(1)電子申告で添付できる書類を拡充し、送信可能な容量を増やすべきである

現状、法人税の確定申告書に添付して提出する必要がある決算書等は、ＸＢＲＬ形式の場合は、電子申告で提出可能であるが、イメージデータにより提出可能な添付書類の中に含まれておらず、ＰＤＦ形式で、電子申告の添付書類として送付することができない。そのため、ＸＢＲＬ形式に変換できない場合は、別途、紙で打ち出した決算書等を税務署に提出する必要がある。

また、１送信当たりに送信可能なデータ容量は、拡充されたが、カラー写真などをＰＤＦ化した場合、ＰＤＦファイルの容量が大きくなる傾向にあり、そのファイルを電子申告の添付書類とした場合は、すぐに送信可能なデータ容量の限界に達してしまう。そのため、紙で打ち出した添付書類を、別途、税務署に提出せざるを得ない状況になっている。

これらのことが、電子申告の使い勝手を悪くさせる結果となっており、ＩＣＴ化推進の障壁となっている。よって、電子申告で添付できる書類を拡充すべきあり、電子申告の添付書類を送信する際の送信可能なデータ容量を拡充すべきである。

(2)電子申告の添付書類の添付可能なファイル様式を拡充すべきである

現在、電子申告については、添付書類のデータ形式は、ＰＤＦ形式に限られているが、書類について、スマートフォンで写真を撮ることが増えてきている。写真を電子申告に添付する際には、ＪＰＧ形式からＰＤＦ形式に変換する必要があり、その手間がスマートフォンによる電子申告の推進の壁となっているため、補助金申請電子申告の添付と同様に、添付可能なファイル様式を拡充すべきである。

３．納付方法の拡充を図るべきである

国税においては、ダイレクト納付制度が整備されているが、申告に加え納税手続きが必要なことから、普及が途上の段階である。

その他の納付の方法として、納付書等での納付や振替納税がある。振替納税については、申告所得税や個人の消費税等は、申告時に振替納税を選択することによって、口座振替で納税することができるが、法人税や源泉所得税といった継続的に発生する可能性がある税目には、振替納税を選択することができない。また、ダイレクト納付で利用できない金融機関もあるため、全ての金融機関に対応できる振替納税制度を法人税や源泉所得税といった継続的に発生する可能性がある税目についても整備すべきである。